改正後改正前

- 第一 くろまぐろ (小型魚)
 - 一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係)4,397.5トン
 - 二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係) 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左 欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量 とする。

(単位:トン)

都 道 府 県 都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量 北海道 174.4 青森県 350.4 岩手県 109.6 宮城県 66.9 秋田県 57.0 山形県 25.9 福島県 47.9 千葉県 103.8 東京都 20.9 神奈川県 61.8 新潟県 126.5 富山県 141.4 石川県 129.7 福井県 51.9 静岡県 57.4 愛知県 1.0 三重県 62.4 京都府 63.2 大阪府 1.0 兵庫県 23.6												14.	11 /
青森県350. 4岩手県109. 6宮城県66. 9秋田県57. 0山形県25. 9福島県34. 1茨城県47. 9千葉県103. 8東京都20. 9神奈川県61. 8新潟県126. 5富山県141. 4石川県129. 7福井県51. 9静岡県57. 4愛知県1. 0三重県62. 4京都府63. 2大阪府1. 0	都	道	府	県	都	道	府	県	別	漁	獲	可肯	能 量
岩手県109.6宮城県66.9秋田県57.0山形県25.9福島県34.1茨城県47.9千葉県103.8東京都20.9神奈川県61.8新潟県126.5富山県141.4石川県129.7福井県51.9静岡県57.4愛知県1.0三重県62.4京都府63.2大阪府1.0	北海道											1	74. 4
宮城県 66.9 秋田県 57.0 山形県 25.9 福島県 34.1 茨城県 47.9 千葉県 103.8 東京都 20.9 神奈川県 61.8 新潟県 126.5 富山県 141.4 石川県 129.7 福井県 51.9 静岡県 57.4 愛知県 1.0 三重県 62.4 京都府 63.2 大阪府 1.0	青森県											3	350. <u>4</u>
秋田県 57.0 山形県 25.9 福島県 34.1 茨城県 47.9 千葉県 103.8 東京都 20.9 神奈川県 61.8 新潟県 126.5 富山県 141.4 石川県 129.7 福井県 51.9 静岡県 57.4 愛知県 1.0 三重県 62.4 京都府 63.2 大阪府 1.0	岩手県											1	09.6
山形県25.9福島県34.1茨城県47.9千葉県103.8東京都20.9神奈川県61.8新潟県126.5富山県141.4石川県129.7福井県51.9静岡県57.4愛知県1.0三重県62.4京都府63.2大阪府1.0	宮城県												66. 9
福島県34. 1茨城県47. 9千葉県103. 8東京都20. 9神奈川県61. 8新潟県126. 5富山県141. 4石川県129. 7福井県51. 9静岡県57. 4愛知県1. 0三重県62. 4京都府63. 2大阪府1. 0	秋田県												57. 0
茨城県47.9千葉県103.8東京都20.9神奈川県61.8新潟県126.5富山県141.4石川県129.7福井県51.9静岡県57.4愛知県1.0三重県62.4京都府63.2大阪府1.0	山形県												25. 9
千葉県103.8東京都20.9神奈川県61.8新潟県126.5富山県141.4石川県129.7福井県51.9静岡県57.4愛知県1.0三重県62.4京都府63.2大阪府1.0	福島県												34. 1
東京都 20.9 神奈川県 61.8 新潟県 126.5 富山県 141.4 石川県 129.7 福井県 51.9 静岡県 57.4 愛知県 1.0 三重県 62.4 京都府 63.2 大阪府 1.0	茨城県												47. 9
神奈川県61.8新潟県126.5富山県141.4石川県129.7福井県51.9静岡県57.4愛知県1.0三重県62.4京都府63.2大阪府1.0	千葉県											1	03.8
新潟県126.5富山県141.4石川県129.7福井県51.9静岡県57.4愛知県1.0三重県62.4京都府63.2大阪府1.0	東京都												20.9
富山県141.4石川県129.7福井県51.9静岡県57.4愛知県1.0三重県62.4京都府63.2大阪府1.0	神奈川	県											61.8
石川県129.7福井県51.9静岡県57.4愛知県1.0三重県62.4京都府63.2大阪府1.0	新潟県											1	26. 5
福井県51.9静岡県57.4愛知県1.0三重県62.4京都府63.2大阪府1.0	富山県											1	41.4
静岡県57.4愛知県1.0三重県62.4京都府63.2大阪府1.0	石川県											1	29.7
愛知県1.0三重県62.4京都府63.2大阪府1.0	福井県												51. 9
三重県62.4京都府63.2大阪府1.0	静岡県												57. 4
京都府63.2大阪府1.0	愛知県												1.0
大阪府 1.0	三重県												62.4
	京都府	:											63. 2
兵庫県 23.6	大阪府												1.0
	兵庫県												23.6

- 第一 くろまぐろ (小型魚)
- 一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係)4,397.5トン
- 二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係) 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左 欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量 とする。

(単位:トン)

										(平)	11/	: トン)
都	道	府	県	都	道	府	県	別	漁	獲	可	能量
北海道												174.4
青森県												<u>346. 4</u>
岩手県												109.6
宮城県												66. 9
秋田県												57.0
山形県												25. 9
福島県												34. 1
茨城県												47. 9
千葉県												103.8
東京都												20.9
神奈川県	Ļ											61.8
新潟県												126. 5
富山県												141.4
石川県												126.7
福井県												51.9
静岡県												57. 4
愛知県												1.0
三重県												62. 4
京都府												63. 2
大阪府												1.0
兵庫県	•		-									23.6

和歌山県	57. 5
鳥取県	19. 9
島根県	135. 7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127. 0
徳島県	45. 2
香川県	1.0
愛媛県	24. 5
高知県	102. 2
福岡県	17. 6
佐賀県	15. 9
長崎県	950. 7
熊本県	36. 0
大分県	14. 9
宮崎県	25. 1
鹿児島県	<u>50. 6</u>
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係)

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

大	臣	管	理	区	分	大	臣	管	理	漁	獲	可	能	量
< Z	うまぐん	ろ (月	、型魚)	大口	†								939	9. 1
型ま	き網泡	魚業												
< Z	うまぐん	ろ (月	型魚)	かし	Ů								23	3.6
き等	淳流 し糸	網漁業	美等											
< Z	うまぐん	ろ(月	・型魚)	カン)								47	7.2
お・	まぐん	ろ漁業	É											

57. 5
19. 9
135. 7
1.0
1.0
127. 0
45. 2
1.0
24. 5
102. 2
21. 1
19.9
950. 7
36. 0
14. 9
25. 1
<u>53. 6</u>
0.1

三 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係)

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

大 臣 管 理 区 分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ(小型魚)大中	935.6
型まき網漁業	
くろまぐろ(小型魚)かじ	23. 6
き等流し網漁業等	
くろまぐろ(小型魚)かつ	47. 2
お・まぐろ漁業	

第二 くろまぐろ (大型魚)

- 一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係)9,879.3トン
- 二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係) 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左 欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量 とする。

(単位・トン)

北海道 549. 青森県 780. 岩手県 97. 宮城県 81. 秋田県 60. 山形県 55. 福島県 2. 茨城県 23. 千葉県 87. 東京都 78. 神奈川県 32. 新潟県 161. 富山県 35. 石川県 63. 福井県 37. 静岡県 54. 愛知県 2. 三重県 52. 京都府 50. 大阪府 2.											(平	世: トン)
青森県780.岩手県97.宮城県81.秋田県60.山形県55.福島県2.茨城県23.千葉県87.東京都78.神奈川県32.新潟県161.富山県35.石川県63.福井県37.静岡県54.愛知県2.三重県52.京都府50.大阪府2.	都	道	府	県	都	道	府	県	別	漁	獲	可能量
岩手県 97. 宮城県 81. 秋田県 60. 山形県 55. 福島県 2. 茨城県 23. 千葉県 87. 東京都 78. 神奈川県 32. 新潟県 161. 富山県 35. 石川県 63. 福井県 37. 静岡県 54. 愛知県 2. 三重県 52. 京都府 50. 大阪府 2.	北海道											<u>549. 9</u>
宮城県 81. 秋田県 60. 山形県 55. 福島県 2. 茨城県 23. 千葉県 87. 東京都 78. 神奈川県 32. 新潟県 161. 富山県 35. 石川県 63. 福井県 37. 静岡県 54. 愛知県 2. 三重県 52. 京都府 50. 大阪府 2.	青森県											<u>780. 2</u>
秋田県 60. 山形県 55. 福島県 2. 茨城県 23. 千葉県 87. 東京都 78. 神奈川県 32. 新潟県 161. 富山県 35. 石川県 63. 福井県 37. 静岡県 54. 愛知県 2. 三重県 52. 京都府 50. 大阪府 2.	岩手県											97. 2
山形県 55. 福島県 2. 茨城県 23. 千葉県 87. 東京都 78. 神奈川県 32. 新潟県 161. 富山県 35. 石川県 63. 福井県 37. 静岡県 54. 愛知県 2. 三重県 52. 京都府 50. 大阪府 2.	宮城県											81.8
福島県2.茨城県23.千葉県87.東京都78.神奈川県32.新潟県161.富山県35.石川県63.福井県37.静岡県54.愛知県2.三重県52.京都府50.大阪府2.	秋田県											60.6
茨城県 23. 千葉県 87. 東京都 78. 神奈川県 32. 新潟県 161. 富山県 35. 石川県 63. 福井県 37. 静岡県 54. 愛知県 2. 三重県 52. 京都府 50. 大阪府 2.	山形県											55. 1
千葉県87.東京都78.神奈川県32.新潟県161.富山県35.石川県63.福井県37.静岡県54.愛知県2.三重県52.京都府50.大阪府2.	福島県											2. 0
東京都 78. 神奈川県 32. 新潟県 161. 富山県 35. 石川県 63. 福井県 37. 静岡県 54. 愛知県 2. 三重県 52. 京都府 50. 大阪府 2.	茨城県											23.0
神奈川県32.新潟県161.富山県35.石川県63.福井県37.静岡県54.愛知県2.三重県52.京都府50.大阪府2.	千葉県											87. 4
新潟県161.富山県35.石川県63.福井県37.静岡県54.愛知県2.三重県52.京都府50.大阪府2.	東京都											78. 2
富山県 35. 石川県 63. 福井県 37. 静岡県 54. 愛知県 2. 三重県 52. 京都府 50. 大阪府 2.	神奈川	県										32. 7
石川県63.福井県37.静岡県54.愛知県2.三重県52.京都府50.大阪府2.	新潟県											161. 2
福井県37.静岡県54.愛知県2.三重県52.京都府50.大阪府2.	富山県											35.8
静岡県54.愛知県2.三重県52.京都府50.大阪府2.	石川県											<u>63. 6</u>
愛知県2.三重県52.京都府50.大阪府2.	福井県	:										37. 6
三重県52.京都府50.大阪府2.	静岡県											54. 2
京都府50.大阪府2.	愛知県											2. 0
大阪府 2.	三重県	:										52.6
	京都府											50.6
兵庫県 27.	大阪府	:										2. 0
	兵庫県											27. 7
和歌山県 61.	和歌山	県										61.0

第二 くろまぐろ (大型魚)

- 一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係)9,879.3トン
- 二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係) 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左 欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量 とする。

(単位・トン)

										(里	11/	: h;	<u>_</u>
都	道	府	県	都:	道	府	県	別	漁	獲	可	能量	ł
北海道												547.	9
青森県												784.	2
岩手県												97.	2
宮城県												81.	8
秋田県												60.	6
山形県												55.	1
福島県												2.	0
茨城県												23.	0
千葉県												87.	4
東京都												78.	2
神奈川県	具											32.	7
新潟県												161.	2
富山県												35.	8
石川県												65.	6
福井県												37.	6
静岡県												54.	2
愛知県												2.	0
三重県												52.	6
京都府												50.	6
大阪府												2.	0
兵庫県												27.	7
和歌山場	ļ.											61.	0

鳥取県	19. 2
島根県	46. 0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113. 0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19. 1
高知県	43. 5
福岡県	<u>54. 0</u>
佐賀県	25.8
長崎県	366. 6
熊本県	19. 4
大分県	32. 1
宮崎県	65. 4
鹿児島県	35. 9
沖縄県	268. 0

三 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係)

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

鳥取県	19. 2
島根県	46. 0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113. 0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19. 1
高知県	43. 5
福岡県	<u>50. 5</u>
佐賀県	21.8
長崎県	366. 6
熊本県	19. 4
大分県	32. 1
宮崎県	65. 4
鹿児島県	35. 9
沖縄県	268. 0

三 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係)

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

大 臣 管 理 区 分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ(大型魚)大中	<u>2,877.1</u>
型まき網漁業(漁獲量の総	
量の管理を行う管理区分)	
くろまぐろ(大型魚)大中	2, 027. 2
型まき網漁業(漁獲割当て	
による管理を行う区分)	
くろまぐろ(大型魚)かじ	75. 7
き等流し網漁業等	
くろまぐろ(大型魚)かつ	16.0
お・まぐろ漁業(漁獲量の	
総量の管理を行う区分)	
くろまぐろ(大型魚)かつ	1, 141. 1
お・まぐろ漁業(漁獲割当	
てによる管理を行う管理区	
分)	

大 臣 管 理 区 分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ(大型魚)大中	2, 880. 6
型まき網漁業(漁獲量の総	
量の管理を行う管理区分)	
くろまぐろ(大型魚)大中	2, 027. 2
型まき網漁業(漁獲割当て	
による管理を行う区分)	
くろまぐろ(大型魚)かじ	75. 7
き等流し網漁業等	
くろまぐろ(大型魚)かつ	16.0
お・まぐろ漁業(漁獲量の	
総量の管理を行う区分)	
くろまぐろ(大型魚)かつ	1, 141. 1
お・まぐろ漁業(漁獲割当	
てによる管理を行う管理区	
分)	